

静岡県木連

木質バイオマス証明認定事業者 各位

静岡県木材協同組合連合会
会 長 柳 川 真 佐 明
(公 印 省 略)

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」改正に伴う
木質バイオマス証明書の発行について

本会の事業運営につきましては、平素格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、本会が行う木質バイオマス証明事業者認定制度の適正運用にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨年度の行われた資源エネルギー庁のバイオマス持続可能性ワーキンググループにおける協議の結果を踏まえ、**令和 8 年 4 月 1 日付けで林野庁の「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」の改正が行われました**のでお知らせします。

記

1. ガイドラインの改正に伴う変更点

静岡県木連の「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」について変更はありませんが、次の場合において実施要領 様式 3 の「木質バイオマス証明書」を発行する際は、林野庁ガイドラインの別表の書類の写し（別紙に記載）を必ず添付いただきますようお願いいたします。

添付が必要な供給事業者	添付が必要な証明	添付書類
国内で伐採を行う者（伐採段階）	間伐材等由来の木質バイオマスの証明	第 1 表の書類の写し
	一般木質バイオマスの証明	第 2 表の書類の写し
輸入を行う者（輸入段階）及びこれ以降の各段階（製材等の段階を経るものは除く）		持続可能性（合法性）が証明されたものであることを示す第 3 表の書類の写し

2. 施行時期

本件につきましては、林野庁ガイドラインの施行日が令和 8 年 4 月 1 日としていることから、令和 8 年 4 月 1 日以降発行の証明書に対してご対応をお願いします。

3. その他

改正後の林野庁「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」につきましては、次の URL からご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/hatudenriyou_guideline-15.pdf

担当：藪崎公一郎、新木信吾

TEL：054-252-3168 FAX：054-251-3483

《別紙》

「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」(林野庁)

別表

第1表 間伐材等由来のバイオマスであることを証明するために添付を要する書類

- (ア) 伐採造林届出書及び適合通知書(間伐であることを示すものに限る。)
- (イ) 森林経営計画認定書
- (ウ) 保安林における届出書及び伐採許可書
- (エ) 森林管理署等と素材生産事業者の売買契約書
- (オ) その他これに準ずる書類

注: 除伐等森林法の手続きを要さない伐採であって、上記に該当する書類がない場合は、その旨を証明書に記載すること。

第2表 由来証明が可能な一般木質バイオマスであることを証明するために添付を要する書類

- (1) 国内森林を伐採する場合
 - (ア) 伐採造林届出書及び適合通知書
 - (イ) 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法木材である旨の証明書
 - (ウ) その他これに準ずる書類

注: 森林法の手続きを要さない森林の伐採であって、上記に該当する書類がない場合は、その旨を証明書に記載すること。

- (2) 国内で屋敷林など法令による伐採に係る手続きが不要の立木、果樹等の剪定枝、ダム流木等を伐採する場合

(1)(ア)から(ウ)に準ずる書類がない場合は添付が必要な書類の写しはないが、伐採を行う者又はそれらの木材等の所有者自らが当該木材等の由来に関する情報(所有者名、住所、樹種、数量)、当該木材に建設資材廃棄物が混入していないこと、法規制が無く適切に伐採した場合はその旨を証明書に記載すること。

なお、森林外の木材のみを伐採し一般木質バイオマスとして販売する事業のみを行う事業者においては事業者認定を受けていなくても差し支えない。

第3表 輸入段階における持続可能性（合法性）を証明するために添付を要する書類

(1) 森林認証制度に基づき由来を証明する場合

持続可能性（合法性）に関する以下の項目について確認を行っている、①～④の森林認証制度で認められた木材である旨を示す書類。

- ・土地利用への配慮
- ・温室効果ガス等の排出・汚染削減
- ・生物多様性の保全
- ・土地所有権の確保
- ・児童労働・強制労働の排除
- ・業務上の健康安全の確保
- ・労働者の団結権及び団体交渉権の確保
- ・法令遵守（日本国内以外）
- ・情報公開
- ・認証の更新・取消
- ・サプライチェーン上の分別管理の担保
- ・認証における第三者性の担保

① FSC (Forest Stewardship Council)

② GGL Documents for supplying to the Japanese market (Green Gold Label)

③ PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)

④ SBP Instruction Document Japan (Sustainable Biomass Program)

(2) 個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合

森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握するために持続可能性（合法性）に関する以下の項目について輸入を行う者自らが確認を行ったことを証明書に記載すること。なお、当該証明書の発行に際しては、確認内容について第三者の監査を受け、その旨を、輸入を行う者が公表することとする。

- ・土地利用への配慮
- ・温室効果ガス等の排出・汚染削減
- ・生物多様性の保全
- ・土地所有権の確保
- ・児童労働・強制労働の排除
- ・業務上の健康安全の確保
- ・労働者の団結権及び団体交渉権の確保
- ・法令遵守（日本国内以外）
- ・サプライチェーン上の分別管理の担保